

新型コロナウイルス感染症対策に関する決議

新型コロナウイルス感染症については、地域によっては新たな感染者数が減少しているものの、一部の地域では「緊急事態宣言」が継続しており、日本全体としては未だ事態の終息は見えていない。

国民は不要不急の外出の自粛、休業、テレワーク、学校の臨時休業などに協力し、感染拡大の防止に努めているところであるが、様々な活動の自粛等に伴って、とりわけ中小企業・小規模事業者、観光業従事者や農林漁業者が厳しい環境にさらされるなど、日本経済全体にわたって暗雲が立ち込め、このままでは、これまでにない危機的状況に陥ることとなる。

このため、国は、引き続き地方公共団体と連携・協力し、感染拡大防止、感染者数の増大に対応した医療提供体制の強化及び雇用の維持や事業の継続に対する支援など各種対策をより一層のスピード感をもって実行する必要がある。

よって、次の措置を講ぜられたい。

1 医療提供体制の強化等

(1) PCR検査が必要であると医師に判断された方々が、検査を確実に受けることができるよう、不足している検査試薬や綿棒の調達・確保や検査機器の導入に対する支援、簡易検査キットの早期開発・実用化、実用化の目処が立っている検査機器や試薬に係る速やかな薬事承認や保険適用などを早急に実現するとともに、IgMやIgG抗体検査法を早期に導入するなど、検査体制の効率化・強化及び検査件数の増加を国の責任のもと速やかに図ること。

また、検査件数の急増に備え、人員削減等により業務過多となっている保健所や地方衛生研究所の体制強化及び特定の医療機関における検査の実施のための支援を講ずること。

(2) 感染者数の増大への対応に加えて、院内感染防止のため、重症者のための病床の確保、一般医療機関における感染症患者の外来・入院受入れの拡大、医療現場等の感染防御等に必要な医療用マスク、ゴーグ

ル、フェイスシールド、長袖ディスポーザブルガウン、手袋、手指消毒用アルコール、防護服、人工呼吸器等の医療物資の確保、医療機関への配布、オンライン診療・電話診療の活用促進など、医療提供体制の強化を図ること。

なお、学校・社会福祉施設等へのマスク、消毒液等の供給体制を強化すること。

- (3) 患者数の大幅な増加に対応するため、看護師の復職への支援や医療従事者の派遣など医療提供体制の整備に向けた技術的、人的な支援を行うとともに、過酷な状況で疲弊している入院医療機関や介護施設などの現場を懸命に支えている職員の手当の増額など処遇改善のための地方公共団体の取組に対し財政支援を行うこと。

また今後、検査の増加が見込まれることから、検査業務職員等に対しても同様の支援を講ずること。

- (4) 軽症者や無症状者を受け入れる宿泊施設及び同施設における医療従事者の確保などに対する支援を充実すること。

- (5) 感染拡大を防止する上で最も重要な治療薬及びワクチンの開発に国主導のもと全力で取り組み、一刻も早い実用化と普及を図ること。

また、既に使用が承認されているレムデシビルについては、十分な供給量を確保した上で、速やかに使用できるよう体制を構築すること。さらに、未承認の効果の認められる既存の治療薬については、観察研究や治験の結果の集積を踏まえた一刻も早い承認を行うこと。

なお、アビガン等の治療薬については、観察研究の場合には現在でも投与が可能であることについて、国民への周知を図ること。

2 緊急経済対策の速やかな実施

- (1) 地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細かな感染症対策を円滑に実施することができるよう、十分な財政的支援を講ずること。

特に、補正予算に計上されている予備費の活用を含め、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」を大幅に増額すること。

なお、これらの交付金の迅速な交付、手続の簡素化、柔軟な運用を図ること。

(2) 「持続化給付金」について、売上げ要件などの支給要件の緩和を図るとともに、速やかに事業者にも周知徹底し、手続の簡素化や郵送等での申し込みも受け付けるなど、一日も早く給付金が事業者の手元に届くよう早急に取り組むこと。また、厳しい経営状況を踏まえ、給付上限額の大幅な増額、迅速かつ継続的な支給を行うこと。

更に、市町村等の理解を得ながら、「特別定額給付金」を円滑に支給できるように、対策を講ずること。

(3) 雇用形態や職種を問わず、あらゆる労働者の雇用の維持を図るため、雇用調整助成金の上限額の引上げ、更なる手続の簡素化、迅速な交付を行うなど、支援を充実すること。

(4) 経済活動の急速な縮小により甚大な影響を受けている観光関連産業、製造業、農林水産業等あらゆる分野の事業者、フリーランスを含む個人事業主が事業を継続することができるよう、融資や返済猶予等の資金繰り対策、農林水産物の消費低迷に対して地産地消を進めるなどの消費喚起策、税負担の軽減、休業を余儀なくされた方々が実際に離職していなくても失業給付を受給できる雇用保険の特例措置の適用、飲食店等のテナント賃料の補助、支払い猶予のための支援などを充実すること。

(5) 生活福祉資金貸付制度について、貸付上限額の拡大、据置期間及び受付期間の延長など、更に使いやすい制度となるよう、支援を充実すること。

(6) アルバイトの収入減等により経済的に困窮している大学生等に対して、学費の減免や納付期限の延期、家賃補助などの支援を講ずること。

3 感染拡大防止の協力要請等

(1) 少なくとも緊急事態宣言が発令されている期間においては、特に必要な場合を除き、都道府県をまたいだ移動を自粛するよう、引き続き国においても呼びかけを行うこと。

(2) 緊急事態宣言の解除及び再宣言並びに特定警戒都道府県に係る除外及び再指定の基準を具体的に明らかにし、終息に向けた見通しを示すとともに、地域の状況により休業要請の継続や停止を知事が適切に判断できるようガイドラインの整備を図ること。

また、外出自粛の要請により飲食店を始めとする事業者に多大な影響が生じていることから、緊急事態宣言の趣旨を徹底する観点からも、国の責任において事業者に対する損失補償を行うこと。

4 緊急事態措置による国民への影響の対策等

(1) 外出自粛等により増大している国民の不安を解消するとともに、感染拡大防止の取組の徹底に向けた国民の行動変容を促すため、統一的なデータに基づき、分かりやすく、正確な情報発信を行うこと。

(2) 自宅で過ごす時間の増大に伴うDVの発生増加等に対して適切に対応すること。

(3) 子育て世帯については、子供の学習機会の差が生じないように配慮するとともに、ICTを活用した学習支援が行えるような環境整備、保護者の負担軽減のための支援、児童虐待や育児放棄への対策などを十分に講ずること。

(4) 国が責任をもって、学校の休業・再開の基準・ガイドラインを示すとともに、これまでの臨時休業により不十分となっている学習が確保されるよう、必要な教材の作成等に対する支援、教員や学習指導員等の支援の拡充、教育課程の弾力的な編成等を早急に検討し、児童生徒の安心・安全な学習環境の確保に努めること。

(5) テレワーク導入のための事業者の設備投資や環境整備などの支援を充実すること。

(6) 感染者やその家族、医療従事者等に対するいわれなき偏見や差別が生じることのないよう、国民に対し正確な情報提供等を行うこと。

また、風評被害対策に万全を期すこと。

5 令和2年度第2次補正予算の編成

地方創生臨時交付金をかつてないほどの規模で増額させること等により、地域の実情に沿った追加の経済・雇用対策等を迅速かつ的確に実施できるように、十分な規模の令和2年度第2次補正予算を速やかに編成すること。

6 経済のV字回復

地域経済の再生のため、感染拡大の第二波や第三波の防止を図りつつ、官民を挙げて需要回復を図る施策を実施するとともに、過去に例をみないような甚大な影響を受けた地域の事業者の声に沿って、大胆な対策を実施すること。

以上、決議する。

令和2年5月15日

全国都道府県議会議長会